

2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第17条第1項及び第2項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)については、現在、策定されていません。

3) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表4-2-19に示すとおりです。

表4-2-19 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------|---|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 |

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示25号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境庁告示33号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示4号)

4) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）第5条の2第1項の規定に基づく指定ばい煙に係る指定地域はありません。

5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曾岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）第6条第1項の規定に基づき同法施行令（平成4年11月26日政令第365号）で定める窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域に指定されています。

また、調査区域における愛知県のすべての市町村（旧祖父江町、旧立田村、旧八開村を除く）が愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。

6) 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和6年3月、愛知県）が策定されており、調査区域における一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村が対策地域となっています。

また、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成25年3月、三重県）が策定されており、調査区域における桑名市（旧多度町を除く）、木曾岬町が対策地域となっています。

7) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号）第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

8) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は表4-2-20～表4-2-22に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-23～表4-2-24及び図4-2-13に示すとおりです。

調査区域の大部分がB類型に指定されており、一部がA類型及びC類型に指定されています。

表4-2-20 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 (L_{Aeq}) | |
|--------|-------------------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表4-2-21に掲げる地域(道路に面する地域)に該当する地域については、表4-2-20によらず表4-2-21の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-21 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

| 地域の区分 | 基準値 (L_{Aeq}) | |
|--|-------------------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4-2-21にかかわらず、特例として表4-2-22の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-22 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

| 基準値 (L_{Aeq}) | |
|-------------------|-----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)

表 4-2-23 騒音に係る環境基準の類型指定（愛知県）

（愛知県）

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| A | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域 |
| B | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 |
| C | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| A | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| B | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 |
| C | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |

出典：「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）

「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）

「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）

「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）

「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）

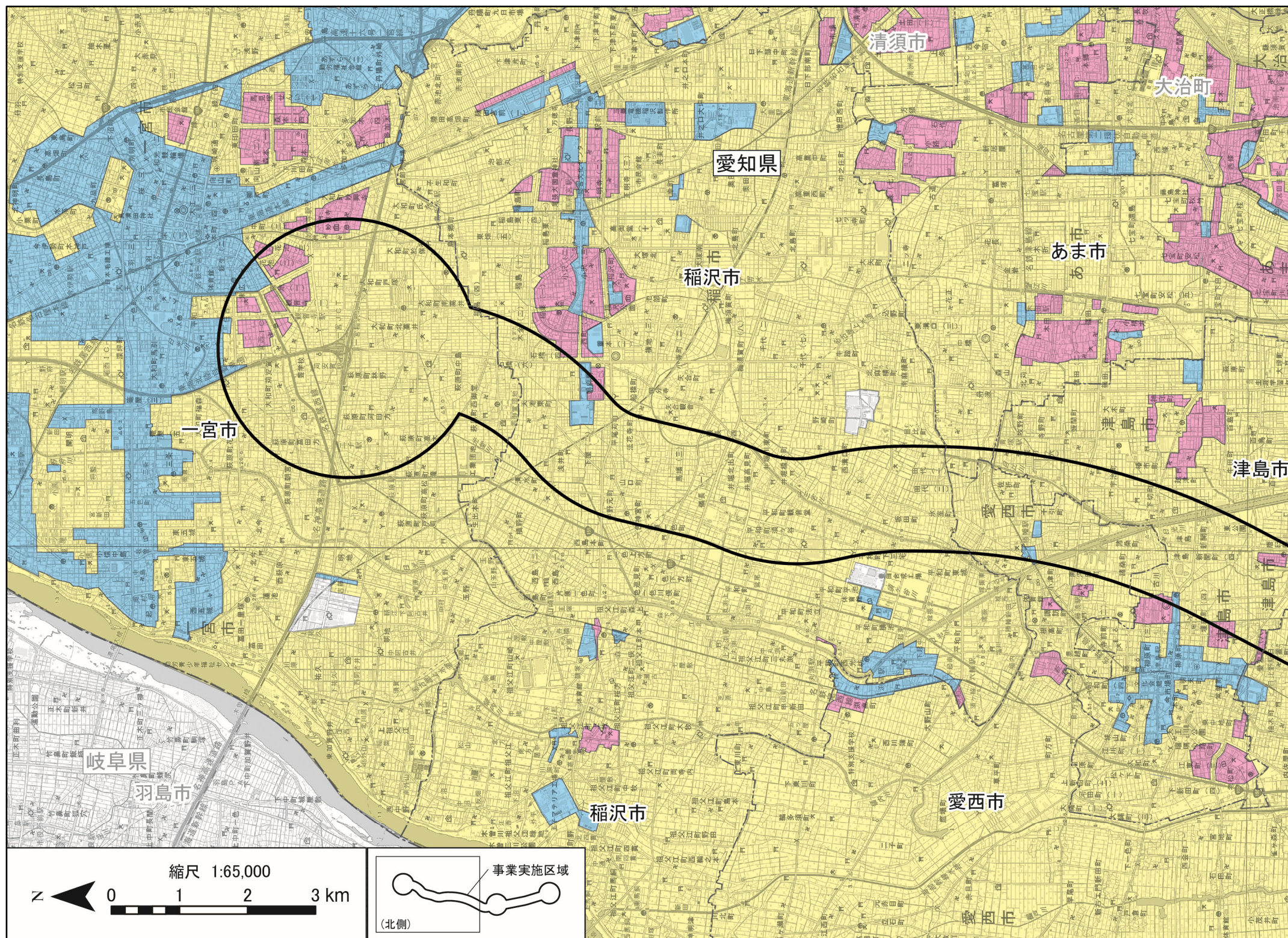
表 4-2-24 騒音に係る環境基準の類型指定（三重県）

（三重県、桑名市）

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| A | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 |
| B | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| C | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）



- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界 - - - - 市町村界
 - A類型
 - B類型
 - C類型

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）
「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）
「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）

「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曾岬町都市計画図」（令和2年3月、木曾岬町）

図 4-2-13(1) 騒音類型指定状況図

9) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-25～表4-2-26に、自動車騒音の限度に係る区域の区分は表4-2-27～表4-2-28及び図4-2-14に示すとおりです。

調査区域の大部分がb区域に指定されており、一部がa区域及びc区域に指定されています。

表4-2-25 自動車騒音の限度

| 区域の区分 | 昼間 (L_{Aeq}) (午前6時から午後10時まで) | 夜間 (L_{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで) |
|--|-------------------------------------|--|
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

備考：a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-27に示すとおりである。

表4-2-26 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度)

| 昼間 (L_{Aeq}) (午前6時から午後10時まで) | 夜間 (L_{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで) |
|-------------------------------------|--|
| 75 デシベル | 70 デシベル |

備考1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-27 自動車騒音の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

| 区域 | 区域の区分 |
|------|---|
| a 区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域 |
| b 区域 | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

| 区域 | 区域の区分 |
|------|---|
| a 区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| b 区域 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

出典：「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）

「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）

「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）

「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）

「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

表 4-2-28 自動車騒音の限度に係る区域の区分（三重県）

（三重県）

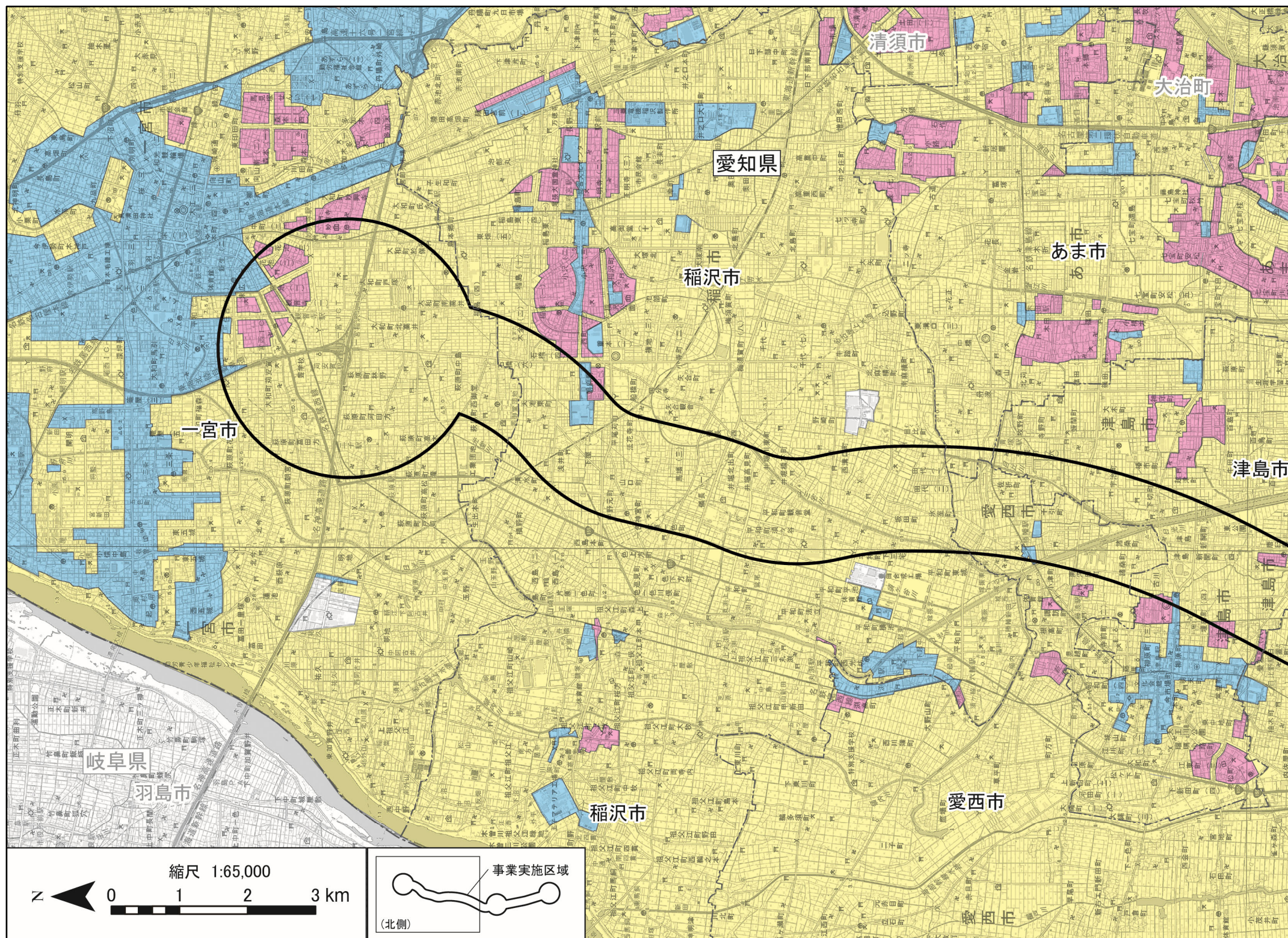
| 区域 | 区域の区分 |
|------|--|
| a 区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 |
| b 区域 | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）

（桑名市）

| 区域 | 区域の区分 |
|------|--|
| a 区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 |
| b 区域 | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）

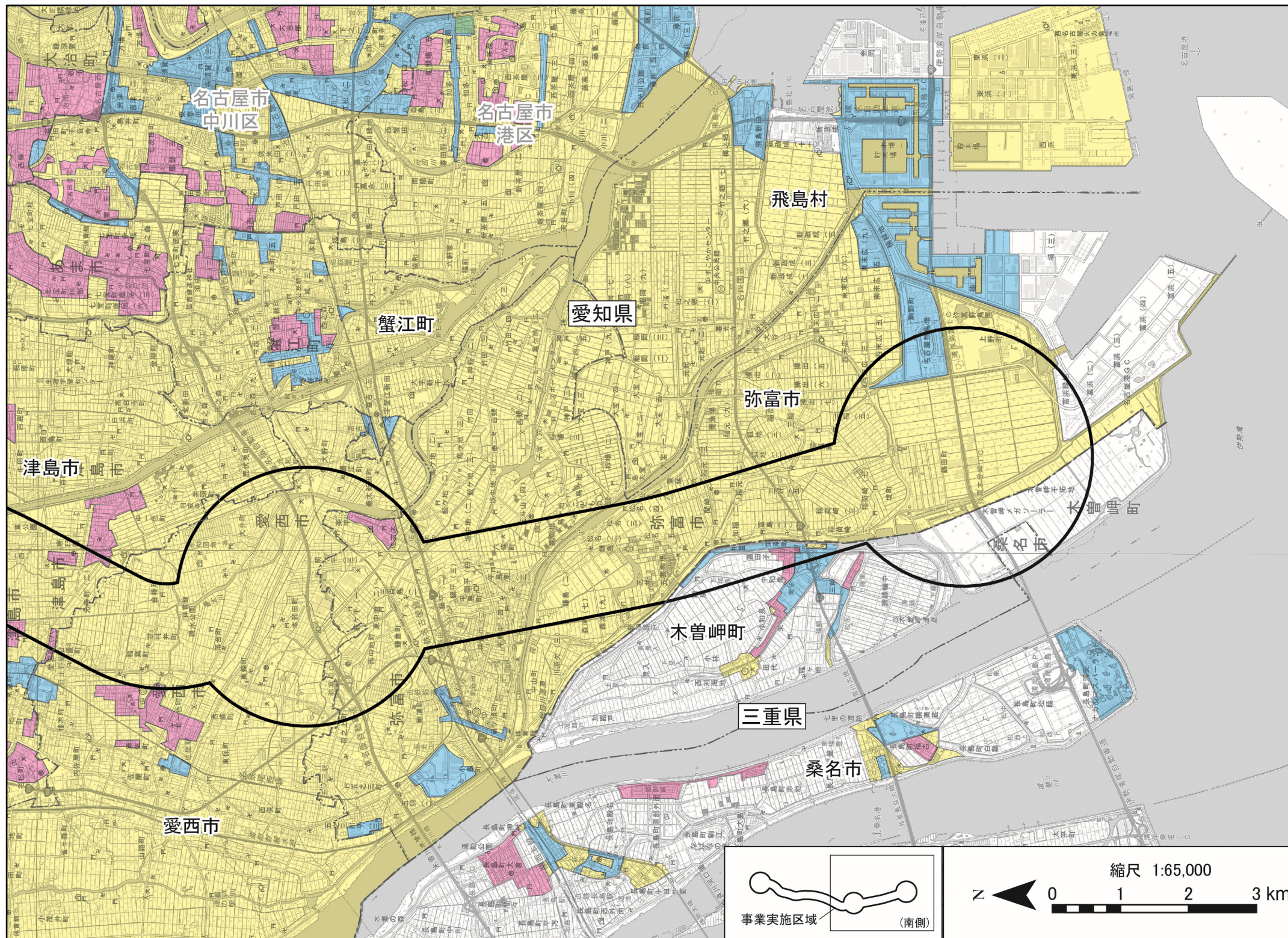


- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界 - - - - 市町村界
 - a区域
 - b区域
 - c区域

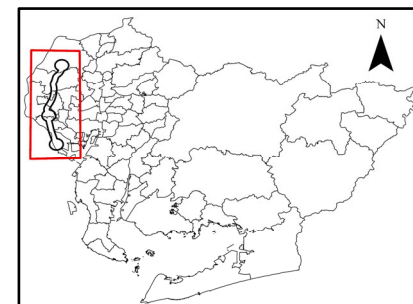
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
 「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
 「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
 「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）
 「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
 「羽島市地理情報システム 羽島市都市計画マップ（令和3年度版）」（羽島市ホームページ）
 「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
 「木曾岬町都市計画図」（令和2年3月、木曾岬町）

図 4-2-14(1) 自動車騒音の限度に係る区域の区分



- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界
 - a区域
 - b区域
 - c区域



出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）
「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域」（平成12年3月28日三重県告示第179号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」（平成24年4月1日桑名市告示第65号）
「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「羽島市地理情報システム 羽島市都市計画マップ（令和3年度版）」（羽島市ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曾岬町都市計画図」（令和2年3月、木曾岬町）

図 4-2-14(2) 自動車騒音の限度に係る区域の区分

10) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、
区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-29に、区域の区分は表4-2-30及び図4-2-15に示すとおりです。調査区域においては、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-31に、区域の区分は表4-2-32及び図4-2-16に示すとおりです。調査区域においては、第1号区域、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(騒音規制法)

| 項目 | 内容 | 適用除外 ^注 |
|-----------|---|-------------------|
| 対象地域 | 第1号区域及び第2号区域 | |
| 対象作業 | 別表No.1~8参照 | 作業開始日に終わるものを除く |
| 規制基準 | 敷地境界線において85dBを超えないこと | — |
| 作業時間帯 | 第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと | A B C D |
| 1日当りの作業時間 | 第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと | A B |
| 作業期間 | 連続して6日を超えないこと | A B |
| 作業日 | 日曜日その他の休日に行われないこと | A B C E F |

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

(別表)

| No | 区分 | 適用 |
|----|---------------------|--|
| 1 | くい打機を使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く |
| | くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く |
| 5 | コンクリートプラントを設けて行う作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く |
| | アスファルトプラントを設けて行う作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く |
| 6 | バックホウを使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る |

出典：「騒音規制法施行令（昭和43年11月27日施行令第324号）」

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

(愛知県)

| 区域 | 区域の区分 |
|-------|--|
| 第1号区域 | 1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 |
| 第2号区域 | 前号に掲げる区域以外の区域 |

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）

「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）

「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）

「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）

「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）

「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

(三重県)

| 区域 | 区域の区分 |
|-------|---|
| 第1号区域 | 1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域 |
| 第2号区域 | 工業地域（前号に掲げる区域以外の区域） |

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）